

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

現在、県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

今後は耐震化に関する取組みが円滑かつ適切に行われるよう、関係団体、地域住民等との連携が必要であり、市ではそのための連携・協力体制を強化するため、庁内協議会において震災に強いまちづくりにするための施策等を協議し実施していく。

2 地震保険等の加入促進

関係団体が連携し、地震等による自然災害リスク、地震保険・共済加入をはじめとした自助による災害への備えについて普及啓発を行い、災害発生後の県民の生活再建に資することを目的とし、平成31年1月17日に『山口県地震保険・共済加入促進協議会』が設立された。

なお、山口県の地震保険世帯加入率は、28.8%と全国平均よりも5.1%下回り、全国順位29位（損害保険料率算出機構（2020年））となっている。

3 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

4 附則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでその効力を有する。